

# 南伊豆地区1市3町合併協議について

問合せ先：企画財政課  
☎22-2212

## 「廃置分合議案」足並み揃わず

南伊豆地区1市3町（下田市・河津町・南伊豆町・松崎町）の合併については、合併協議会において昨年6月から進められていました協議が調ったため、6月19日に各市町の議会に「廃置分合」「廃置分合に伴う財産処分に関する協議」「廃置分合に伴う経過措置に関する協議」「廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議」の4議案を上程しました。

結果は、下田市、河津町の各議会では4議案を可決、南伊豆町、松崎町の各議会では廃置分合の議案を否決、残る3議案は取り下げとなりました。したがって、合併特例法期限の来年3月までの1市3町の合併は、実質的に不可能となりました。今後は、合併協議会の解散の手続きを行うこととなります。

### ◆なぜ、議決が必要なの？

市町村の合併は、合併関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が都道府県議会の議決を経てこれを定め、その旨を総務大臣に届けなければならぬとされており、この申請は、合併関係市町村の議会の議決を経て行うとされています。

### ◆合併協議会ってなに？

南伊豆地区1市3町合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、議会の議決並びに住民投票を経て設置されたものです。合併を行う場合、合併の方式、合併の期日、新市の名称、事務所の位置など合併に関する事項の全般にわたってあらかじめ協議を行いその取扱い

### ●主な協議結果の概要

協定項目	協議結果の概要
合併の方式について	新設合併（対等合併）
合併の期日について	平成22年3月20日
新市の名称について	「下田市」
新市の事務所の位置	現下田市役所を本庁とし、3町役場を支所（総合支所方式）とする。
財産及び債務の取扱いについて	1市3町の所有する財産、債務はすべて新市に引き継ぐ。
議会の議員の定数及び任期の取扱い	在任特例を適用し、1市3町の議員が平成22年11月10日まで在任する。新市の議員の定数は26人とする。合併後最初の選挙に限り旧市町単位の選挙区を設ける。
地域自治組織の取扱い	合併後10年間、合併前の市町単位の4つの地域自治体を置き、各地域自治体に対する事業費を確保する。投資的事業費については、合併前の市町の基金、債務残高などの財政状況を考慮し配分する。

を決めておく必要があります。これらの合併に必要な事項を協議する場が、合併協議会です。合併協議会は、平成21年6月5日に発足し、平成21年6

月23日までに13回開催され、平成21年3月27日に開催された第11回合併協議会において全ての合併協定項目が確認されました。

合併協議会発足後、約1年を経過し、厳しい状況下にある1市3町が、将来に向けた地域の建設計画を真剣に話し合い、お互いを理解しつつ、最善の内容で合意できたことと確信しております。

それゆえに今回の結果により、1市3町の合併が破綻したことは残念としか申し上げようがありません。

事実上、合併特例法期限内に国、県の財政支援を受けることのできる合併は不可能であり、これからは、下田市単独での道を歩まざるを得ないと判断しております。

地方分権の時代を迎え、行政は市民生活に密着した、より複雑化した政策課題に対応しなければなりません。また、少子高齢化は急速に進行し、厳しい財政状況も含め、自治体を取り巻く環境は一層厳しくなってきました。この荒波を乗り越えるためには、行政の更なる効率化を進める必要があります。子供たちに負担を先送りしない「身の丈に合った」行政経営に努めてまいりますので、市民の皆様のご支援をお願い申し上げます。

下田市長 石井直樹

## 海水浴シーズン到来！ 下田の海はきれいな海



今年度の市内9海水浴場開設期間が決まりました。また、各海水浴場の水質調査結果も発表されました。

この調査は、環境省で定める「水浴場水質判定基準」により、静岡県などが行う調査で、県内56海水浴場で実施されました。

調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD（化学的酸素要求量）、透明度、PH（水素イオン濃度）、病原性大腸菌O157の6項目で、これらの数値により、遊泳に適している水質が良好な順に「適（水質AとA）」「可（水質BとC）」「不適」に区分されます。

海水浴場	開設期間 遊泳時間	水質検査 区分
白浜中央	7/18～8/23 8:00～16:30	AA
白浜大浜	7/11～8/30 8:00～17:00	AA
外浦	7/18～8/23 8:00～16:00	A
九十浜	7/19～8/25 8:00～17:00	AA
鍋田浜	7/18～8/23 9:00～16:00	AA
多々戸浜	7/18～8/30 8:00～17:00	AA
入田浜	7/18～8/30 8:00～17:00	AA
吉佐美大浜	7/18～8/30 8:00～17:00	AA
田牛	7/18～8/23 8:30～16:00	AA

AA：水質が特に良好な海水浴場  
A：水質が良好な海水浴場

### 市内海水浴場の調査結果

今年の水質調査では、市内海水浴場9か所のうち8か所が最高区分の「水質A」にランクされました。

### ルール・マナーを守りましょう

これから夏に向けて、下田の海岸には海水浴やマリンスポーツなどでたくさんの方が訪れます。みんなが安全で快適に利用できるよう、ルール・マナーを守りましょう。

海水浴場のルール・マナー		
監視所などに掲げている旗を確認しましょう	バーベキュー等火気の使用は禁止されています	ごみは持ち帰りましょう
ジェットスキー、マリンジェットの利用は禁止されています	犬はリードをはずさないようにして、フンは持ち帰りましょう	キャンプ宿泊は県条例で禁止されています
飲酒したときには海に入らない	遊泳区域内は、ゴムボートのオールの使用は禁止されています	多客時のビーチバーベキューの設置やフリスビー使用は端へ移動を
一般車両の砂浜への乗り入れは禁止されています	釣りは海水浴場開設区域外で	モリの使用は禁止されています

問合せ先 観光交流課  
☎23-913

## 「海の安全運動」実施中

7月1日～8月31日

いよいよ夏本番、マリネジヤーズンになりました。近年のマリンスポーツ人気で、伊豆半島及び伊豆諸島は一層にぎやかさを増しています。

ビーチでは、海水浴やサーフィン、少し沖へ行くとウインドサーフィンやカヌー、水上オートバイ、プレジャーボートなど、海を楽しむ人々が多くなります。

しかし、ちょっとした油断が死亡事故につながりかねません。

楽しみと危険は紙一重。海のルールを守り、事故のないよう心がけましょう。

### 【見張りはしっかり！】

前をよく見ないで車を運転しない人はいないように、見張りを怠って船の操船はできません。脇見操船、居眠り操船などもつてのほかです。自由な海だからこそ、ルールを守る自律心が必要です。



【自分の命は自分で守る】  
・ライフジャケットの常時着用（海のシートベルト）  
・連絡手段の確保（防水バックに入れた携帯電話の携行）  
・118番の適切な利用（海のものも118番）

### 沖に向かう流れに注意！

岸から沖合への海水の流れをリップカレント（離岸流）と言います。波の運動で沖合から岸に運ばれた海水は行き場を失い、岸と平行に流れた後、特定の場所ですぐに沖に向かって流れ始めます。

この流れに気が付かず懸命に陸に向かって泳ぐと、体力を消耗し痛ましい水の事故の原因ともなっています。

もしリップカレントに流された場合は、落ちついて海岸と平行に泳いでみてください。リップカレントの幅は狭いため、この流れから逃れることができます。

問合せ先 下田海上保安部  
交通課 ☎23-0145